

## 基本計画検討委員会の設置について

平成 19 年 12 月 12 日  
情報セキュリティ政策会議決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における情報セキュリティ問題全体を俯瞰した我が国としての中長期的な基本戦略に関する当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として、基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。
- 2 検討委員会は、第 1 次情報セキュリティ基本計画の下での官民における各種の取組みや社会環境の変化などを踏まえ、第 2 次情報セキュリティ基本計画（仮称）の策定に必要な情報セキュリティ政策の在り方及び方向性に係る事項について、調査検討を行う。
- 3 検討委員会の委員は、2 に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 検討委員会の委員長は、その委員の互選により決する。
- 5 検討委員会の委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の委員以外の者に対し、検討委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 情報セキュリティ政策に関し優れた見識を有する者であって高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長から政策会議における審議に参画することを委嘱された者（その代理人を含む。）は、必要に応じて検討委員会の会議に出席し、意見を述べるができる。
- 7 検討委員会の庶務は、警察庁、総務省、経済産業省及び防衛省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 8 検討委員会は、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 9 前各号に掲げるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は検討委員会の委員長が定める。